平成29年度 第2回 登別市立図書館協議会会議録

日 時 平成29年8月23日(水) 午後4時 ~ 午後5時00分

会 場 登別市立図書館 3階会議室

出席者 【委 員】 小 林 誠 会長 合 田 美津子 副会長

松原條一委員 柴山太一委員

(欠席:須藤和恵委員)

【事務局】 佐 藤 史 彦 教育部長 野 崎 均 教育部参与

橋 場 太 教育部次長

(図書館) 綿 貫 亨 図書館長 鈴 木 貴 寛 主査

坂 本 健 二 担当員 佐 藤 敬 文 担当員

- 一 会議次第 一
- 1. 第3次登別市子ども読書活動推進計画について
- (1) 図書館長より協議会会長へ諮問
- (2)素案の提示及び審議
- 2. 登別市図書館運営ビジョンについて
- (1) 図書館長より協議会会長へ諮問
- 3. その他

鈴木主査: それでは、定刻となりましたので、まだ、お一方お見えになっておりませんが、平成29年度第2回登別市立図書館協議会を開催させていただきます。

本日につきましては、前回の会議でもご案内していたとおり、計画やビジョンの 策定が今年度はあるということで、会議に先立ちまして、図書館長より、協議会の 会長に、第3次登別市子ども読書活動推進計画の策定と登別市立図書館運営ビジョ ンの策定につきまして、諮問させていただきたいと思います。

(小林会長に、図書館長から諮問を手渡す。)

綿貫館長: 登別市立図書館協議会会長、小林誠様、第3次登別市子ども読書活動推進計画の策定について(諮問)、全ての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる読書環境の整備や施策の推進に資するため、標記計画の策定について貴協議会の意見を求めます。

続きまして、登別市立図書館運営ビジョンの策定について(諮問)、「図書館が果たす社会的役割や図書館業務の本質に立脚して本市立図書館が今後目指すべき図書館像を明示し、図書館運営の理念と基本的な運営方針を定めることに資するため、標記ビジョンの策定について貴協議会の意見を求めます。」

よろしくお願いいたします。

鈴木主査:ありがとうございました。

本日の会議の案内では、子ども読書活動推進計画と登別市立図書館運営ビジョンの素案の提示と協議ということでお知らせしていたのですが、本日は、子ども読書活動推進計画にしぼって、第2回はこの素案の提示と審議を行わせていただいて、次の第3回の協議会で図書館ビジョンを審議していただくという流れで進めさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

それでは、これから先の進行につきましては、会長の小林校長に進めていただこうと思います。

小林会長: それでは、議事の進行を進めてまいります。

第3次登別市子ども読書活動推進計画の策定ということで、館長から説明お願いします。

綿貫館長:現在登別市は、第2次登別市子ども読書活動推進計画に基づいて様々な施 策に取り組んでいるのですが、この計画は平成29年度に終期となるために、今年 度1年かけて、平成30年度からの第3次登別市子ども読書活動推進計画を策定い たします。

お手元に3種類の資料をお配りしております。

まず、最初に「第3次登別子ども読書活動推進計画策定のポイント」という資料がありますが、これは第3次の計画を策定するに当たってのポイントを特出ししたものであります。

次の3つのポイントで計画の素案を策定しました。

第1点目ですが、第2次計画策定後、子ども読書を取り囲むさまざまな動向に変化がありまして、この変化に対応しております。

まず最初に、学校図書館法の改正がありまして、学校司書が明文化されました。 本市におきましても現在4名の学校司書が小学校に配置されております。

2つめは障害者差別解消法で、障がいなどで図書館を利用しにくい子どもへの支援というものが必要となっております。こうした第2次計画策定以降の動向を計画に盛り込んでおります。

第2点目は、第2次計画期間に本市で新しい取組が行われました。

1つは、4か月健康診断時に実施しておりますブックスタート、そして3歳児を対象としましたライブラリースタート、この2つの取組を今後さらに一層充実させるという政策を盛り込んでおります。

第3点目が、第2次計画での課題の解消。後ほど説明しますが、第2次計画に関して点検評価を行っております。また例年毎年行っております学校図書担当者・学校図書ボランティア連絡会議や、今回も小・中学校に対しアンケートを行っておりますので、こうした中から課題や要望等がありますので、これらを盛り込んでおります。

まず、情報リテラシーへの支援で、図書館の利用法・本の探し方・データベース

等の利用法の周知。それと資料の充実、特に子ども関係の郷土資料や中学生・高校生を対象としたヤングアダルト関係資料の充実。そして学校司書がまだ配置されていない中学校から、本の修理法や書架のレイアウト・ディスプレイや排架方法といった学校図書館の環境整備の支援をしてほしいという要望としてありましたので、それらを盛り込んで計画に反映しております。

以上が、策定のポイントとなります。

続きまして、お手元に計画の素案をお配りしましたので、これに基づいて説明いたします。

表紙をめくっていただいて、まず本計画の位置づけと基本方針です。真ん中に登別市教育目標「豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成」のもとで、第3次子ども読書活動計画は個別計画として位置付けております。これは後ほど説明いたしますが4つの基本方針を設けております。これは第2次計画を踏襲しております。

またページ左下にあるように、国におきまして「子ども読書活動の推進に関する 法律」が平成13年に制定されました。その後、国の第3次計画が今年度までに策 定されております。この第2期と3期の計画も参考にして今回の登別市の計画を策 定いたしました。

続きまして次のページをご覧ください。こちらは連携と協力の体系図となります。 この計画は、家庭、地域、幼稚園・保育所、それから学校、図書館と、子どもの成 長過程に応じて5つの計画を策定しており、これの協力と連携の体系図として示し ております。

次ページ、目次をご覧ください。計画の全体につきましては、第2次計画とほぼ 構成となっております。資料編につきましても前回と同じ流れになっております。

まず、第2次計画に関する成果と課題を検証したほか各種の統計、それから今回も前回に引き続き幼稚園・保育所・小学校・中学校にアンケートを実施しております。それについては別途資料としてお配りしております。現段階では、まだ全部の回答が出そろっておりませんので、現段階での集計となっております。

網掛けしてある部分につきましては、今回の素案の中ではまだ用意できていないところです。最終的には用語の解説、策定の経過、図書館協議会委員の名簿、子どもの読書活動の推進に関する法律、それとコラムとして昨年平成28年7月30日31日の両日に登別で開催された北海道子どもの本のつどい登別大会の第1分科会で発表した学校司書の原さんから、登別市としての取組についてコラムを書いていただこうと思っております。以上のような構成で計画を作っております。

それでは、内容について順を追って、かいつまんで説明させていただきます。

「第1章 はじめに」でありますけれども、「1.子ども読書活動推進の意義」です。これも前回の計画と同じですが、最初に子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。これは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念になります。子ども読書活動の意義をまず

ここで謳っております。

次に「2.計画策定の背景」として、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では第9条第2項に、「市町村は、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況などを踏まえ、計画を策定するよう努めなければならない。」となっています。これにもとづいて、本計画を策定するものであります。

また、登別市は平成18年3月に第1次の計画を策定しました、平成25年3月に第2次計画を策定しており、これに引き続いて、「すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう読書環境の整備や政策の推進に努めることを目的とし、家庭・地域・学校・図書館・ボランティアなどが連携しながら、登別市における子どもの読書活動の推進に努めるために必要な政策を示しました。」と、計画のこれまでの背景を記載しております。

ページをめくっていただき、「第2章 第3次登別市子ども読書活動推進計画の策定にあたって」で、まず最初に「1 第3次計画策定の視点」であります、これは先程のポイントの中で特出ししたものをもう少し詳しく書いております。第2次計画は平成29年度に終期となること、今回の策定に当たり平成26年の学校図書館法の改正による学校司書の法制化、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法の施行、こういった子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化を踏まえて、なおかつ第2次計画での取組の成果と課題を検証したうえで、さらに一層子どもの読書活動の推進に取組むことができるように今後5年間の取組を謳ったものであります。

また、取組の成果と課題については、「資料編」として「1.第2次計画における 取組の成果と課題」に検証結果をまとめております。

2番目が「2 基本的な考え方」であります。第3次計画は、第2次計画策定後の動向としまして、まずここに、先ほど申し上げましたとおり、①「学校図書館法の一部を改正する法律」の中で「学校司書」が明記されたこと。そして、②「障害者差別解消法」、それと、国の第3次の計画と北海道の第3次計画があります。これらの計画を市の新しい計画に反映させております。具体的に申し上げますと、国の計画では、まず第1として「国民読書年」の国会決議と取組(平成20年)、②図書館法の改正(平成20年)、③「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正(平成24年)、④新学習指導要領の全面実施(平成20年度及び21年度公示)、⑤幼稚園教育要領(平成20年告示)の制定、⑥著作権法の改正(平成24年)、⑦平成22年の「電子書籍元年」の取り組み、こういったことを国は第3次計画に盛り込んでおり、これらを参考にして計画を策定しております。

3番目が「3 計画の目標」ですが、これは第2次の計画の目標と全く同じであります。「今日のインターネットやコンピュータゲームなどの普及により、幼児期からの読書習慣の未形成や子どもの読書離れが問題となっています。本計画は、読み聞かせなどにより、子どもの本への関心や興味を喚起するとともに、本に親しむ態度を育成し、自主的な読書活動と読書習慣の形成を図ることを目標とします。この

ため、すべての子どもが、自ら読書に向かうことができるよう、読書の楽しさ・大切さを伝え、いつでもどこでも読書に親しめる環境を整えるための取組を展開します」、そして、「この計画を推進することにより、子どもの豊かな感性や生きる力を育むことを目指します」としております。今回この最後のところ、「子どもの豊かな感性や生きる力を育むことを目指します」というところを、計画の副題に入れました。表紙をご覧ください。前回にはなかった副題として「豊かな感性と生きる力を育むために」というのを、ここで今回の目標として掲げております。

続きまして、4ページをご覧ください。「4 計画の基本方針」として前回の計画と若干文言が変わっているところはありますが、同じ趣旨のものとなっております。まず、「(1)子どもの読書環境の整備・充実」。前回の計画では、整備となっていましたが、充実を追加しております。「いつでも、どこでも、身近なところで読書できる機会と環境を構築する」と、また、「公共施設での図書コーナーの拡充、図書館資料の充実を図ります」といったところです。

次に、「(2)子どもの読書活動の推進体制の整備」として、子どもが積極的に読書しようという意欲や態度を養い、読書習慣を形成することができるよう、家庭・地域・学校・図書館・ボランティアなどが密接に連携・協力して子どもの発達段階に応じた読書活動を推進できるような体制を整備する」、推進体制の整備が2つ目となっております。

3番目は、「(3)子どもの読書活動を推進する人材の育成と資質の向上」であります。これはボランティアの育成とか、あるいは地域で読書活動支援者の養成を図り活動する場の提供や相互の交流を支援する。また図書館における学校司書の確保と配置された学校司書において育成や研修など資質の向上に努めるということを謳っております。

そして、4番目は「子どもの読書活動に係わる大人への啓発普及」です。「子どもの読書活動を推進するには、保護者をはじめ、教職員・保育士など子どもと係わる大人が読書活動の意義や重要性を認識することが大切であることから、大人のための啓発・普及、機会の充実に努めます」ということで、以上、4つの基本方針を設けております。

続きまして、5番目が「本計画の取組の展開」ですが、子どもの成長過程に応じて、家庭、地域、幼稚園・保育所、学校、図書館の5つに分け、それぞれについてきめ細かい取組を展開することにしております。本計画では5つのステージに分けて記述しております。

「6 計画の期間」ですが、「平成30年度から平成34年度までの5年間とし、 必要に応じて計画の見直しを行います」としております。

7番目が「計画の対象」で、「本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします」。ここは、おおむねとなっておりますが、国や道、全国の主な市の計画においても、このおおむねという表現を使っておりますので、18歳までという対象にしております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。第3章は、第3次登別市

子ども読書活動推進計画での取組となっております。こちらでは、家庭、地域、幼稚園・保育所、学校、図書館と子どもの成長に応じて、それぞれの取組を書いております。これも前回をおおむね第2次計画を踏襲しております。

まず、「(1) 家庭」であります。家庭においては、中段の見出しにありますように、家庭における読書習慣の形成ということで、目標として、「目標1 本の情報提供・読書相談を展開します」とし、このあとに個々の具体的な取組を明記しております。2番目が、「目標2 保護者への読書啓発を推進します」、続きまして「目標3絵本への興味・関心を喚起する事業を実施します」、「目標4 基本図書の充実に努めます」となっております。

続きまして、「(2)地域の力を生かした取組」です。この家庭や地域というのは、国や道の計画でも、この順番で記載されておりまして、これを踏襲した形となっております。地域においては、「子どもがいつでもどこでも読書に親しめる環境づくり」ということを目標としておりまして、特に具体的な目標としては、「目標1 子どもが身近に利用できる読書環境づくりを推進します」。続きまして8ページ「目標2地域での読書活動を支援します」、これは登別市では現時点では家庭文庫や地域文庫はありませんが、こういった地域で読書活動を展開する方を支援することを明記しております。3番目が「目標3 ボランティアと連携し活動を支援します」、「目標4 分館・配本所の機能の強化に努めます」、「目標5 地域に根付いた図書館サービスを展開します」、この地域に根付いた図書館サービスというのは、例えば、公益財団法人「図書館振興財団」が主催している『図書館を使った調べる学習コンクール』の地域展を支援する、あるいは配本所などで出張読書相談の開設の検討といったことを施策としてあげています。

次に9ページ「(3) 幼稚園・保育所」であります。幼稚園・保育所においては、子どもが本と出会い、本に触れる機会の充実として、「目標1 園児が本に触れる機会を増やすよう努めます」、これはこぐま号等で巡回をしているほか、幼稚園・保育所に対しては団体貸出等を行っております。次に「目標2 保護者への情報提供と読書啓発に努めます」として保護者を対象にした講座等をボランティアの方々と協力して実施したいと考えています。続きまして10ページをご覧いただきたいと思います。「目標3 幼稚園教諭・保育士の研修に努めます」、図書館は毎年「読み聞かせ研修会」を行っておりまして、幼稚園教諭や保育士に参加を促しているのですが、そういったことの更なる充実に努めたいと考えております。目標4が「図書館と連携し読書活動推進に取組みます」、例えば毎年、幼稚園・保育所の年長児を対象とした読書感想画展などを行っております。こういった図書館と連携した事業について記載しております。

4番目が「学校」であります。学校においては、平成20年3月に告示された新しい小中学校学習指導要領において、学校図書館の役割がうたわれております。文部科学省において、平成24年度から「学校図書館整備5か年計画」が行われましたが、次の平成29年度から始まる新しい学校図書館整備計画のことをここで記載しております。この新しい平成29年度からの学校図書館整備計画の中では、図書の整備、新聞の複数配備、学校司書の配置などの施策が盛り込まれております。こ

れについて記載しております。

(4) 学校に関しましては、前回の計画と同じ3つに分けております。まず学校の取組、図書館の学校支援、読書環境の整備充実の3つに分けております。11ページをご覧いただきたいのですが、11ページの上に簡単な図がありますが、学校図書館の機能として、読書センター機能に、学習情報センター、通信回線の整備、子どもの居場所、この4つに分かれております。最近の平成29年度の文科省の学校図書館図書整備五か年計画では、学習情報センター機能と情報センター機能を分けて3つにしている。けれども内容を見ると特段分ける必要はないと私の方で判断しまして、学習情報センター機能として従来どおり一本にしております。

まず読書センター機能でありますけれども、読書センターの更なる発展として学校図書館が中心になり、学校における読書活動に対応してまいります。2番目が拠点として学校図書館を活用します。例えば家読の推進だとかですね。様々な図書館や子ども読書事業等をここに明記しております。

2 番目が学習情報センターの機能についてでありまして、学習情報センター機能 としての更なる発展として学び方を学ぶ場として、学校図書館の整備を進めます。 図書以外にも雑誌やDVDの整備を明記しております。

3番目が学校図書館を利用した子どもの居場所づくりです。これは第2期計画から盛り込んでいるのですが、他市や道の計画分としては漏れているものでして、個人的には非常にいい記述だなと思っております。学校図書館を必ず空いている図書館、必ず誰かいる図書館、子どもの居場所づくりとして誰かいる図書館、としているのはなかなか無いものでして、本市では2次計画から盛られています。その他、目標の2として放課後の学校図書館を地域の子ども達に開放するといった環境づくりやあるいは今行っている夏休みの学校図書館解放とかといったものを明記しております。

学校における組織的な推進体制の整備として13ページにあります学校図書館の 重要性で司書教員の整備といった適切な役割分担や、学校図書館の司書の充実に努 めるといったことを記載しております。

次に13ページ②の図書館の学校支援であります。前もこの構成で作っておりますけれども、読書支援の充実の支援です。学校支援の充実を謳っております。特に14ページをご覧ください。先ほども触れましたが、中学校に学校司書はいないため、本の修理法や学校図書館のディスプレイやレイアウト、配架等のアドバイスや助言をいただきたいというのが今年6月に行いました学校図書館のアンケートでの回答に寄せられています。これを盛り込んでおります。特にこれは中学校とは明記していないのですが、中学は学校司書が配置されていないということもあって、こういった役割が新たに出てきたなという事でここに書いています。

続いて読書環境の整備充実であります。図書館は登別市における読書活動の拠点であり、諸々の役割を担っておりますけれども、それについて書いております。資料に関する専門機関の役割の充実、①が図書資料の充実です。次は16ページでありますけれども、新しい取り組みとして情報化とデジタル化の支援。新しい図書館システムでは学習件名だとか教科単元から検索できるようになっています。こうい

ったシステムを使って効果的な利用法の開発に努めることを謳っております。 3番目子どもが身近に使える環境づくり、4番目が読書にかかる情報提供や読書活動の啓発、5番目が先ほどポイントの中で情報リテラシーの支援と申し上げましたけれども、図書館の利用方法、これは新しい項目として一項目増やしております。それから6番目として障害者差別法にありましたけれども、障害などで図書館を利用しにくい子どもの読書活動をすすめていくということで、宅配サービスの実施を図るということであります。目の見えない人に対する無料の郵便物となる第4種郵便に関してこの春登別市立図書館が登録を行いました。従って今後このサービスの検討をしていきたいと考えています。続きまして目標の7番目がボランティアの協力連携、そして8番と9番が新しい項目で先ほどご紹介したとおり、ブックスタートを平成8年度から図書館所管で4か月検診時に行っており、効果的な実施方法を検討するということです。9番がライブラリースタートでありまして、平成27年度より、3歳児とその保護者を対象にライブラリースタート事業を実施しておりますけれども、その配布率の向上と見本図書の質的な向上を図ることと明記しております。以上で第3章は具体的な取り組みについて明記しております。

続きまして第4章で、これらの計画を効果的に推進に向けるということで、第1 が関係機関との連携協力、今回も第2次計画につきまして継続研修を行いましたが、 同様の研修を行うこと。または随時アンケートを行う、また進捗状況について学校 対象事業はホームページで取り組みを公表しているんですが、これを継続して行う 他、取り組みの進捗状況を図書館協議会に報告するということです。

3番目が啓発普及でありまして、保護者への啓発普及、子どもへの啓発普及、これは子ども読書週間や子ども読書の日、あるいは秋の読書週間等を使って保護者や子どものための啓発や普及を行う。

続きまして広報活動でございます。2つありまして、事業や取り組みの周知、20ページになりますが図書情報の提供、その図書情報の提供につきましては、おはなし会で使った本のリストとかあるいは毎年、夏休みと冬休みの前に1.2年生、3.4年生、5.6年生と3種類に分けたブックリストを学校に配布しております。

5番目は子どもに関わる関係者の資質の向上、これは、研修の参加や自己研鑽の できる環境づくりをうたっています。

6番目がボランティアの育成と確保という形となっています。

以上、非常に駆け足ではありますけれども、計画についてご説明させていただきました。

小林会長 はい、ありがとうございました。それでは今、説明のございました第3次 登別市読書活動策定計画、策定のポイントとして3つのポイントで話していただい て、作られた素案について3つの章ごとに説明いただきました。

章ごとに見ていきたいですけれども、策定のポイント3つとですね、第1章の初めについて、何か委員の方でお聞きになりたいところ、質問等ございましたらお願いします。

ここのところよろしいですか?なければ第2章から具体的なものがありますのでお願いします。

2章の2ページになります。第3次の策定にあたって、見ていただいて、視点とか、基本的な考え、目標の3ページの一番下に、豊かな感性と生きる力、これが副題に入りましたということで、2章全体で何かここのところ聞きたい等の質問があれば、よろしくお願いします。

合田委員:読み込んでいないのでわかりませんが、前回のと、さほど変わっていないようですし、もう一度帰って目を通してからにしてほしいです。審議は次回ですね。読み込んでおきます。

松原委員:国の計画の理念や内容とも関係してくると思いますが、全般的、最終的に どのようなことを言いたいのですか?

綿貫館長:一番大きなことは、コンピュータゲームやスマホの出現などで、子どもの 読書習慣の未形成、読書ばなれが顕著で問題になっていることが策定の背景にあり ます。

それに対して、読み聞かせ等を中心とした子どもの本への関心や興味を喚起するということと、子どもがいつでもどこでも読書ができるように環境を整備するということがあります。その1つとして学校司書の法制化などの流れがあります。

読書の重要性として、子どもの生きる力、喜びや感動、考える力を養ってくれることがあります。よって子どもが習慣的に読書できる環境を整える。これが行政の役割であると、そういう考えが述べられています。ですので、家庭や地域で、その環境を整えるということを目指した計画です。

松原委員:では、現状でいうと、環境は整っていない、ということなのかということと子どもたちが本に限らずだと思うんですけれども、経験することは自分の成長にすごく必要なことだと思うんですよ。これはだめだという意味ではなくて、現状認識として、どれぐらいの割合まで行くと、この法律に基づいた形でできたとか、このぐらいのものだから今はこのくらいまで行かなきゃだめだとか、そのためには環境を整えるだったり、人材育成をしたりだとか、協力してもらったりする、国から順番に降りてきて、市としてここまで降りてこなきゃだめだとか、こういう話でかまわないんですけれども、もうちょっと具体的に読み聞かせとか出ていますが、それをさらに具体的にする取り組みだとかわかりやすくするというか見える化、市民の皆さんがそういうことやっているんだ、ということがわからなければ市民の皆さんはこれを見せてもほとんど読んでくれない。家にあっても読まないと思います。そういった代物だと思います。法律関係で言うとそれはそれであたりまえだとしても、どんなことをやっているのかもうちょっとわかりやすい方にたぶん書いてあると思うんですよ。精神の方は、ここに書かれてあることで、広報などいろんな方法でいついつ読み聞かせありますということは目にしているんですけれど、私たちに

見える形、いうなれば数値目標みたいなもの、これを読む人は何名が本を読む形とすれば、見えるようにしてほしいというのが今、お話聞いていて思いました。現状の認識としては私としては結構読む人は読んでいるのだろうなという感じ、大人も含めてですけれども、子ども達はうんと小さい子は絵本関係が多いんだろうけれども、そういうことを整備します。絵本を増やしますということを考えたりするんだけども、要は機会を設けることが一番大事、図書館だけでなく、学校だったり家庭だったり、学校でもいいが、もう少し小さい単位であれば家庭なのかな、例えば、おとうさん、おかあさんと1時間読み聞かせ会をしましょう。とかそういう目標をたてたほうがわかりやすい。そのうち市民のうちの1割でもそれをやっていただければ、まあまあですよね、段階として、というような印象を受けたんですよ。これ読んでいて、わかりづらいなという感じはしました。

小林会長:柴山委員から何かありますか。

柴山委員:基本的なことで申し訳ないですけれども、学校図書館法の改正が平成27年で学校司書を置くよう努めなければならないというのは誰に対してですか市に対してですか?

綿貫館長:そうです。

柴山委員:市としてはこれを努力しなきゃいけない。

綿貫館長:最初のステップの段階で、そこまで明確に踏み込んでいません。学校司書は初めて明文化されましたが、どういうものを学校司書と指すのか、有資格者なのか一切明記されていないし、現段階はこれでも一歩前進かなと捉えてはいますが、学校司書の資質あるいは雇用形態、勤務体制に関する規定は何もありません。それらは今後出てくるだろうと考えてはいますが。現段階はこんな状況です。

合田委員:すいません。いいでしょうか。

会長:はいどうぞ。

合田委員:この件に関しては行政、教育委員会が答えるべきではないですか?館長が答えても現実には館長自身はこれに踏み込む権限も何もないわけですから、教育委員会が明確にどういう指針があるのか、実態の計画にどのような内実を含めて改善する余地があるのか、私としては1次から策定にずっと関わってきていますけれども、国がらみでずっと運動してきて、国に働きかけてようやく、予算の5ヵ年計画何度か繰り返されて法律化されたのが、今の現状なんですよね。だからこういうことを考えていくと予算がなければ司書もつかない。なおかつ学校司書問題というのはどこも交付金の中にはいってしまって、なかなか外側から見えにくいし、2校兼

務ですが、本当の意味で学校図書館や子ども読書環境を整備するのであれば、あまりにも偏りが大きいし、問題もある。いろんなことが現状としてあるでしょうが、なかなか踏み込んだこともできないというのが、1次から入っているのでわかるけれども、やる気のあるところとないところで自治体間の格差があります。ちゃんと全校配置している県も小さな町もあります。だからやりようによってはどこにお金をかけるのか、どこに政策の優先権を与えるのか、という問題です。当然のように登別市はようやくついたという程度で今終わっている。配置されたが予算がもし削られたらまたいなくなるんだろうとそういう危惧を抱えたままの政策ですから、とても正直言って納得はしていない。だから、読書環境を整備すると美しい言葉では書くが、じゃあこれは図書館長にまかせる問題かというと権限もなし、教育委員会がどのように取り組むかということが明示されれば、今日はできればいい。

佐藤部長:学校図書館司書に関してましては、いま、おっしゃられたとおり、今4名 配置しています。一人2校ということでやってきています。なお、今の館長の話し にもありましたが、学校図書館司書については制度の上で司書資格について定めら れていません。

合田委員:これもずっと国に要求しているですけれども、なかなか。

佐藤部長:登別市の学校司書は司書資格を持っています。市しては学校図書館司書に 力を入れているということで御理解していただきたいというのがまず1つです。

1校に1人というのは理想ですが、人材確保なども含めて色々と考えたとき、2校で1人というのが、現状では現実的ではないか、と。学校図書館の貸出状況を見れば、1校に1人ということでやっていければいいんですけれども、なかなかそこには課題もありますので。予算の付け方というところはありますけれども、ここまで学校図書館司書を配置してこれだけ実績が上がっているのであれば、予算如何ではなくて、そこには必要な人材を配置しているという理解になります。その予算の元になっているのは交付税措置というところもありますから、交付税措置というのは元々なんなのかというと財政の中に入れるもので、一般財源です。こちらとしては措置している、と、それだけに学校図書館司書にあてているということは市としても重要視しているということをご理解いただきたいと思います。

合田委員:無視はしていない、無視をしているところが自治体には一杯あるから、そ ういう中ではまじめにやっていると思いますけれども。

小林会長:次の段階では中学校にも少し回していただきたいと。

合田委員:子どもからの読書環境を整備するのであれば、当然のように幼児期からの 公共図書館でやる部分とそれから小学校、中学校と継続していかなければなかなか 生徒さんたちの生活形態とマッチングしないなどのミスもあるので、そういう考え ていくとできれば一連の目標あるいは流れがきちっとできているといいな、望ましいなと思うんですけれども、中学校の予算は無理なんですか?

- 佐藤部長:他のいろいろな予算の兼ね合いもありまして、いろいろと考えさせていた だきながら、なるべく意向に沿えるような努力はしていきたいと思います。
- 合田委員:無い袖は振れぬと言われればなんとも言えないんだけれども、どこにお金 を使うかというのは、まちの性格というか、どこにお金を優先的に配分するか、こ れは市長が関係するんでしょうけれども、やはり子どもは未来の宝だと思っていま すから。
- 佐藤部長:私も思いますけれども、小学生のお子さんたちが本を読む習慣をつけることが、非常に子どもにとっていいのではないかと思います。
- 合田委員:学校で朝読もやっているが、家庭の問題もあるからね。そういう意味でも 登別市の市民は読まない。本当に読書率が低い。そこは学力とイコールですからね。
- 綿貫館長:後で統計をご覧頂きたいのですが学校図書館司書が入ってから統計的には 顕著に上がりました。
- 小林委員:2章の計画策定にあたってということで非常に踏み込んだ話が出てきたんですけれも、次は第3章に移らせていただいて、家庭、地域、学校、幼稚園、保育所等5つに分かれて、やっておりますけれども、第3章のところで何かありましたらお願いします?
- 松原委員:あくまで法律だからね、法律の説明っていうの、内容はわかりやすくはなっているんだけれども法律より先に私たちがやらなければならないもの、この代替として私たちができなければならないもの、我々ができるものを手を付けていかなければいけない。目標というより、本を読まないからだめ、という感性はいけない。本は読まないから読ませればいいか、わからないですよね。それがいいことなのかも。でもやはり我々協議会の中でお話しているのはですね。本はいいよということで、どうしてみんなに伝えていくか、っていうことが1つの仕事としてあると思う。裏付けとしてそういう活動があると思う。できないからだめというのはすごく簡単です。これをどういう風に穴を開けていくか、ということです。法律に基づいた一番下の活動だと思う。今、実際にいろんなことをやられているから、やってはいないという気はないんだけど、でもなんか別のことなのかなっていう気がしないでもない。今の今までのやりかたがいいのか。家庭、家庭は一番小さい単位なんだけれども、家庭でちょっとだけ地盤をつくってくれると、学校行って社会出て、っていう気はしますけど。

何かが繋がっていけばいいのでは、という気がする。「豊かな感性と生きる力を育

むために」っていうのは大人の考え方だと思う。子どもは本が楽しければ読むのだ から。そこら辺が自然なのかなって言う気がする。読まないということは面白くな いということ、興味がないということ。もう一つはそういう環境じゃないというこ とがもちろんある。でも端的にいうとテレビゲームだったり、おもしろいことを繰 り返すわけです。そんなのおもしろくないと結局そこまでいっちゃうわけですよ。 でも我々大人が成長してくる段階で、一冊や二冊誰でも読んでいると思うんですけ れども、本がいいよ、っていうことになると、それを子どもに伝える役割がある。 それを装っているのが法律だと思う。それを細かくああしろこうしろお金をああし ようという話になっているんだと思うんです。で、登別市としては、他の町がどう だというのではなくて、市として本は大切だ、という観点で大人たちが登別市民と してどういうものを伝えていくか、だと思います。本当に簡単なことで、うまくい ったことがたくさんあると思う。だから実際にやれることを手を付けていくといっ たことが、大事で、できるできないではなくて役所も我々も一生懸命やっていくと いう考え方は必要だと思いますよ。その法律に基づいて、あんまり法律を出したっ て仕方がないと思いますよ、これはこれとしてあるのだから。図書館として、学校 として、家庭として現状をどういう風にしてやっていこうかということだと思うん です。先々の話だから、僕は百年というのはみんな死ぬから言っているんですよね、 世の中繰り返すから、そういうもんです世の中は。それから結果を見ずして活動は できないんですけれども、やっぱり数値目標は立てつつ、できなかったらやりなが ら検証するんでしょうね。検証しながら次へ、つなげていく、ことをあたりまえの ことをあたりまえにやっていくことしかないと思う。そしてたまたま図書館の優秀 な人達もいるし、ボランティアさんもいるので、未来は明るいと思うんですよ。時 間はかかると思うんですよ。法律に基づいて、3次計画に基づいて、着々とやって いけばいいんじゃないと思います。やれることはやりましょう。できないことは後 ろへまわしてもいいから、とにかくできることだけやっていきましょうというのが 一番のことです。

小林会長:中学校もですね、ここ10年といったところかな…、朝読書というのが出てきた。本州の方から始まってきたんですけれども、何でやっているかというと、朝本を読んで、ちょっと気分を落ち着かせてやると、そのあとの学校生活が落ち着く、読者にそういう効果があるのではないか。そういうところから出てくる。

松原委員:そういうのを効果というんですよね。

小林会長:登別市でもやってますし、高校でも3つはやっているかと思いますよ。松 原委員の言われたように息の長い話になると思うんです。

松原委員:この繰り返しになると思うんですよ。現場の人に見えているよというのは 大事なことで、そういうことを繰り返していくことが大事です。 小林会長:柴山委員は何かありますか。

柴山委員:10ページで総務省が一般財源で、と書いているじゃないですか。この計算の方式ってあるんですか?どういう風に決まりが設けてあるんですか?

佐藤部長:標準の年っていうのがありまして、その年が維持するのがどれくらいあるのかということなんですよね。道路直したり、そのすべてがどれくらいかかるか?そこから市の実際の収入をマイナスしてそこに出てくるものが、交付金の算定基礎であり、算定の元になるもの、基準の町として登別市はどうなのかというのが基準になります。元になっている学校図書館司書というのは例えば、基準の町であれば4人必要だと大きくなれば5人必要だと。この単価自体は決まっているんです。それで計算しているんです。だからその分について全部出しているわけではないので、それだけかかる中からある収入を除いて交付税をする。市の基準財政経費の中にはそういうお金も含まれています。という考え方。

柴山委員:ではこの整理の政策部分について浮いた分がいくらと算定できないんですか?

佐藤部長:算定をやってできないことはないですが、一つ一つ出してもあまり意味が ないかもしれませんね。全体で考えなければならないということですね。

合田委員:意味がないことはないと思う。

佐藤部長:言い方が悪かったですね。

合田委員:自治体の全体の枠の配分の中で国から交付される金額より多かったり少なかったり、それから使われてなかったりという現状があるので、

佐藤部長: 2人しか見てないけれども4人見るというように、市としての政策として の考え方はたくさんあります。

柴山委員:わかりました。

小林会長:4章、推進に向けてということで18ページになりますけれども、何かございますか?

合田委員:いろいろ工夫されて、こういう資料なんかも、たくさんつけてくださり、 図書館の努力が以前よりずっと見えるようになっていますので、そこら辺を私たち が関心を持って見ていく、それが大事だなと思いました。 小林委員:4章、館長から説明をいただきましたけれども、館長、資料の方は説明しますか?

綿貫館長:詳細は持ち帰って読んでいただきたいと思います。

かいつまんで29ページをご覧いただきたいと思います。これは第2期の計画、 今年度はまだ出ていないので今年度以外の小中学校の貸出冊数と利用人数、ご覧の ように登別は改善というか利用の方も充実してきた。特に学校司書が入ってからが 顕著だと思っております。それと30ページをご覧いただきたいと思います。学校 には文科省が定めました学校図書標準というのがありまして、整備する蔵書の標準 を学級数に応じて定めているものがあるのですが、昨年度の数字で100パーセン ト超えております。図書標準を達成するために古い本を置きっぱなしにしているケ ースがあるにせよ、学校図書館の図書費も充実してきまして本の数においても改善 されてきているのかなと考えております。以上です。

小林会長:はい、どうもありがとうございます。いい方向に沿ってのものです。

素案の提示、検討意見出してきましたけれども、しかしながら読み返してまた質問したいということがございましたらということもありますので、もし、そういうことがございましたら、次回に委員の方からしていただければと思います。次回は図書館運営ビジョンについて…。

合田委員: すいません、これはやらないのですか。

小林会長:アンケート結果ですか、館長、いいですか?

綿貫館長:アンケートですが、まだ一部出ていないところがあります。幼稚園、保育所の提出率が60%と80%であります。小学校・中学校は数字出てきております。前回のと比較していただきますと、小学生は顕著に上がっています。あと小中学校から取組の事例、図書館の要望の事例を出していただいたので、ご覧いただければ、と思います、以上であります。

合田委員:じゃあ、これはまだ途中?

綿貫館長:全部出そろってから内容はもっと充実させます。

合田委員:全然、設問と回答が噛み合っていませんこれではわかりません。

綿貫館長:今回の表紙と図案は写真等を入れたりなどのレイアウトは今後時間をかけてつくっていきたいと思います。

小林会長:それでは今日の会議はこの程度にして、日程のほうはそちらから提案いた

だけますか。

鈴木主査:前回は第1回の時に9月15日ということで調整させていただいていたんですけれども、その後ご都合が悪くなる方がいらっしゃらなければ、前回調整していただだいた9月15日16時からということで、いかがかなと思いますが。

柴山委員:都合が悪くなっちゃって、すいません。

合田委員: それと全く関係がないのですが、交付金の話が出てきたのでお尋ねしたい のですが図書館協議会の委員報償は交付金の中に入ってきましたよね。

綿貫館長:ちょっとその件は存じあげない。

合田委員:総務省で私たち行って確認してきましたから調べたほうがいいです。

綿貫館長:後程、調べます。

小林会長:よろしくお願いします。閉じさせていただいていいですか。 それでは第2回の図書館協議会を終わらせていただきます。